津市消費生活相談員の募集要項

昨今の消費者トラブルは悪質化・複雑化しており、市では、市民からの消費生活相談に専門相談員を配置して対応しているところですが、これらの社会情勢の中で、消費生活センターの役割もますます重要なものとなってきています。

つきましては、消費生活相談業務を行う専門相談員を下記のとおり募集します。

・募集人員　　１名

・応募資格　　消費者安全法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号）附則第３条の規定により合格した者と見なされる者を含む。）

・勤務場所　　津市役所３階　市民交流課内　津市消費生活センター

・採用期間　　令和７年４月１日～令和８年３月３１日（継続任用可）

・勤務日数・時間　週２～３日程度、午前９時００分から午後４時００分まで
（週平均１５．５時間未満）

・業務内容　　消費生活に関する相談業務、消費者啓発業務

・報酬等　　時給１，７１１円（地域手当を含む。昇給あり。）及び通勤手当

・各種保険　　公務災害

・申込方法　　津市会計年度任用職員申込書（写真貼付）、資格等を証する書類の写しを郵送

・送付先　　〒５１４－８６１１　津市西丸之内２３番１号
津市役所市民交流課　管理担当　宛

・申込期間　　随時

・選考方法　　面接による。

・面接日・場所　　津市会計年度任用職員申込書を提出の後、日時・場所等を通知。

・問合せ先　　市民交流課　管理担当　２２９－３２５２